

外貨定期預金規約

第1条 預金の預入れ

1. 当行の外貨定期預金（以下、「この預金」という）の預入通貨は、当行所定の外国通貨のみとします。
2. この預金の取引金額および単位は、通貨ごとに当行が別途定めるものとします。
3. この預金は、当行所定のネットワークに接続できる携帯電話機（以下、「携帯電話機」という）を利用する方法またはその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。
4. この預金の預入れは、当行のお客さまご本人名義の円普通預金口座からの振替、または同一外国通貨の外貨普通預金口座からの振替により行うものとします。
5. この預金のお取引は、当行の外貨普通預金口座をお持ちのお客さま（同時に開設する場合を含みます。）が本規約を承諾のうえ、当行が認めた場合に行えるものとします。
6. 満 20 歳未満のお客さまはこの預金のお取引はできません。

第2条 証券類の受入れ

この預金には、手形、小切手、配当金領収証、その他証券類の受入れはできません。

第3条 預金の払戻し

この預金は、預入れ時にあらかじめ指定した方法により、満期日に、元金および利息を当行に開設されているお客さまご本人名義の同一外国通貨の外貨普通預金口座に振替えることにより払戻します。ただし、期限前解約（第4条）および自動継続（第5条）の場合にはこの限りではありません。

第4条 期限前解約

満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行が認めて、満期日前の解約に応じた場合には、その利息は預入日（継続した場合は最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、当行所定の中途解約利率により計算し、元金とともに当行に開設されているお客さまご本人名義の同一外国通貨の外貨普通預金口座に振替えることにより払戻します。なお、この預金の一部について解約することはできません。

第5条 自動継続

1. この預金のうち自動継続型（以下、「自動継続型外貨定期預金」という）については、満期日に、前回と同一の期間かつ同一外国通貨の外貨定期預金に自動的に継続します。

この場合、利息は、あらかじめ指定された方法に応じて、満期日にご本人名義の同一外国通貨の外貨普通預金口座に入金し、または元金に組入れて継続します。継続された預金についても同様とします。

2. 前項の継続された預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
3. 自動継続型外貨定期預金につき、継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは当該継続後の満期日という。以下同じ。）の前日までに、当行所定の方法により非継続型外貨定期預金への満期日取扱条件の変更処理を行ってください。この変更処理が満期日の前日までに完了した場合、この預金の元金と利息は満期日に当行に開設されているお客さまご本人名義の同一外国通貨の外貨普通預金に振替えることにより払戻します。

第6条 適用外国為替相場

1. 通貨の換算を伴うこの預金の預入れまたは払戻し（第4条に基づく解約に伴う払戻しを含みます。）の際、その換算に適用する外国為替相場は、当行所定の相場（以下、「換算レート」という）とし、当行は、所定の時間に換算レートを更新します。
2. 換算レートには、当行所定の為替手数料が含まれます。

第7条 取扱時間

1. この預金に係るバンキングサービスの取扱時間は、原則として、じぶん銀行取引規約第7条に規定する取扱時間とします。ただし、以下の各号に定める取引については、当行所定の取扱時間に限るものとします。
 - (1) 円普通預金からこの預金への預入れ
 - (2) 前号のほか通貨の換算を伴う取引
2. 前項ただし書きにかかわらず、外国為替市場の動向や当該通貨を発行する政府の通貨政策の変化などにより、これに伴う流動性の低下等を勘案して、当行所定の取扱時間内であっても、当行の判断により、前項各号に定める取引を停止することがあります。

第8条 利息の計算

1. この預金の利息は単利計算を行います。また、付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割り計算します（1補助通貨単位未満切捨て）。ただし、通貨の種類によっては当行所定の付利単位とします。
2. この預金の利息は、預入日（継続したときは当該継続後の継続日）から満期日の前日までの日数および適用する当行所定の利率（継続後の預金については第5条第2項に定める利率をいいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、期限前解約（第4条）がなされた場合はこの限りではありません。
3. 満期日は次の通り取扱います。なお、一般の休日が満期日になることがあります。

(1) 通常の応当日

預入日が月末日以外の場合には、期間（月）に応じた預入日の応当日（以下、「応当日」という）を満期日とします。預入日が月末日の場合には、期間（月）に応じた預入日の応当する月の月末日とします。

(2) 応当日がない場合

月末日を満期日とします。

4. 満期日において同一外国通貨の外貨普通預金口座の凍結その他の理由により元利金または利息のお支払いができず、満期日の翌日以降に元利金または利息のお支払いを行う場合、当該満期日以降の元金に対する利息は、当該満期日から元金をお支払いした日の前日までの日数および当行所定の同一外国通貨の外貨普通預金利率により計算します。なお、本項の場合において、満期日における未払利息に対して利息は付されないものとします。
5. この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日。以降本項において同じ。）から解約日の前日までの預入期間（以下、「預入期間」という）に応じて、当行所定の中途解約利率によって計算されます。

第9条 取引の停止等

1. 当行は、お客さまが当行所定の方法により当行所定の契約締結前交付書面兼外貨預金等書面（以下、「事前交付書面」という）の郵送交付を要請した場合には当該要請を受け付けた時点における事前交付書面を当該お客さまに送付します。
2. 前項または外貨普通預金規約第10条第2項に基づきお客さまが事前交付書面の郵送交付を要請した場合には、当該お客さまは、当行所定の手続が完了するまでの間、新規のこの預金の預入れおよび満期日取扱条件の変更を行うことができないものとします。

第10条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定し、また、第三者に利用させることはできません。

第11条 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

1. この預金は当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するため質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務があ

る場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 第1号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証等の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
 4. 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
 5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第12条 差押命令等

この預金に対して仮差押または差押の命令（以下、「差押命令等」という）が当行に送達された場合、当行はお客さまに対する事前の通知および所定の手続きを省略し次の各号で定める方法によるほか当行所定の方法で処理いたします。

- (1) 差押命令等の効力が及ぶ金額に満つるまでの当該預金（以下、「差押預金」という）を円貨に換えて行うものとします。
- (2) 前号に基づいて、円貨に換える場合の外国為替相場は当行の計算実行時の換算レートを適用するものとします。
- (3) 差押預金の利息は、円貨に換えた後は普通預金規約第6条に準じて取扱うものとします。

第13条 準拠法

この規約の解釈は日本法によって行われるものとします。また、この預金の取引は、この規約のほか、外国為替および外国貿易法ならびに同法に基づく命令、規則等に従います。

第14条 規約の準用

1. この預金に関し、この規約に定めのない事項については、じぶん銀行取引規約等当行の他の規約の定めを準用します。
2. この規約において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行所定のじぶん銀行

取引規約において定義した内容に従うものとします。

第15条 規約の変更

当行は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行ホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上